

軽自動車の税率変更について

問 財務課 収納係 ☎62-9123

今年度から新税率適用となります。



◆ 原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車

車 種		平成27年度まで	平成28年度から
原 付	50cc以下	1,000円	2,000円
	51cc～90cc	1,200円	2,000円
	91cc～125cc	1,600円	2,400円
ミニカー		2,500円	3,700円
軽二輪 126cc～250cc		2,400円	3,600円
雪上車		2,400円	3,000円
小型特殊自動車(農耕作業車)		1,600円	2,000円
小型特殊自動車(その他)		4,700円	5,900円
小型二輪		4,000円	6,000円

◆ 三輪車以上の軽自動車

初年度検査登録年月によって、いずれかの税率の適用となります

車 種	現行税率①	平成28年度から	
		新税額②	重課税率③
軽 三 輪	3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪以上 乗 用	営 業 用	5,500円	6,900円
	自 家 用	7,200円	10,800円
軽四輪以上 貨 物	営 業 用	3,000円	3,800円
	自 家 用	4,000円	5,000円

現行税率①：昨年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車対象です。

新規検査から13年を経過するまで適用されます。

新税率②：昨年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車対象です。

新規検査から13年を経過するまで適用されます。

※昨年4月1日登録車に限り、平成27年度より適用となりました。

重課税率③：初年度登録から13年経過した車対象となります。

◆ 軽自動車のグリーン化特例について(平成28年度分のみ)

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した軽自動車において、一定の環境性能を有する車両については、税率を軽減するグリーン化特例が導入されます。

◎乗用の軽四輪車

	新税率	軽減税率		
		電気自動車等	H32基準 +20%達成	H32基準 達成
自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円

◎貨物用の軽四輪車

	新税率	軽減税率		
		電気自動車等	H27基準 +35%達成	H27基準 +15%達成
自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円